

表 連邦経済競争法改正による罰則の強化（主要なもの）

違反行為	罰金額（最高額、％／事業収入）		備考
	改正前	改正後	
絶対的独占的行為	10%	15%	明確で、状況に左右されない反競争性を持つ行為。原則禁止とされ、以下の目的又は効果を持つ競争者間の全ての契約、協定、取決め及び統合が含まれる（第53条）。 I. 価格の固定、値上げ、調整又は操作 II. 商品・サービスの供給制限 III. 市場又は顧客の分割、配分、割当てまたは押し付け IV. 入札談合
相対的独占的行為	8%	10%	競争および競争過程に対する純粋な影響が常に明白であるとは限らず、それが有害であるかどうかを個々に評価しなければならない行為。それらの行為が効率性を生み出し、経済競争と自由市場アクセスの発展のために望ましい影響を与え、懸念される反競争的效果を超えて消費者の福祉を増加させる結果になることを企業体が証明しない限り、違法となる（第55条）。
違法な企業結合（集中）	8%	10%	
承認を得ていない企業結合	5%	8%	
基準額以上の企業結合の報告義務違反	UMAの5,000倍～ 5%	UMAの5万倍～ 8%	
当局の反対を無視した企業結合	n.a.	UMAの20万倍～ 15%	結合解消が求められる。
独占的行為や違法な企業結合の幫助	UMAの18万倍	UMAの30万倍	

（注）UMAとは法定価額算出係数（Unidad de Medida y Actualización）のことで、2025年は1UMA＝113.14ペソ。

（出所）新旧連邦経済競争法（LFCE）などから作成